

令和 4 年度

税制改正要望事項

公益社団法人 浜松東法人会

令和4年度税制改正要望事項

総 論

基 本 事 項

個 別 事 項

[要望事項の項目]

1. 法人の税負担のあり方
2. 所得課税のあり方
3. 相続・贈与税制のあり方
4. 地方税制のあり方
5. 消費税制のあり方
6. 印紙税の廃止
7. 環境税のあり方
8. マイナンバー制度の運用
9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

第一 総 論

1. 税制改正の背景と経済状況

わが国の経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）の感染拡大に伴い、大きく景気が悪化している。令和2年10－12月の実質G D P成長率はプラスに転じているものの、緊急事態宣言の再発令に伴い個人消費の回復は頭打ち状態で、景気の持ち直しはやや鈍化しており、令和3年1－3月期はマイナス成長となる見通しである。企業収益は製造業が回復傾向にある反面、サービス業に至っては赤字幅が拡大しており、二極化が一段と進んでいる。

また、輸出は回復基調にあるが、インバウンド需要はほぼゼロで、海外渡航の制限、観光客の入国規制等が緩和されなければこの状況が続くと思われる。緊急事態宣言が解除されても、活動の制約が重石となりG D Pの水準がコロナ前に戻るのは令和5年度にずれ込むと予想される。ワクチン接種が始まったが効果が確認されるには時間要する。当面は、国民生活を支える事業の継続と雇用の確保を図るため、「ウィズ・コロナ」を前提として、感染拡大防止と経済活動の両立に全力を挙げて取り組むことが国の重大な政策である。

こうした現状において、わが国は政官民が一体となり、経済の正常化を見据えてあらゆる政策手段を講じていくことが不可欠である。それと同時に、ポスト・コロナ時代を見据えてデジタルトランスフォーメーション（D X）を強力に加速し、強靭な経済社会を構築することが求められる。これは、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」にもある通り、「我が国の未来に向けた経済成長を牽引し『新たな日常』構築を実現するため、社会全体のデジタル化を原動力とした、S o c i e t y 5. 0実現を推進する」という方針とも軌を一にするものである。

まずは、税制による企業活動の下支えを行いつつ、一刻も早い経済成長軌道への回復を図ることが重要である。それと同時に、中長期の潜在成長力の確保に資するD X推進の観点を踏まえ、イノベーションの源泉の創出を強力に後押しすべきである。こうした観点から、研究開発税制の延長・拡充、税務手続きのデジタル化・簡素化の更なる充実が極めて重要である。

また、欠損金の繰越控除制度や令和3年度に評価替えを迎える固定資産税についても、経済・企業の現況を考慮しつつ、所要の措置を講じるべきである。

なお、財政運営に関して、当面は感染症への対応を最優先すべきであるが、人口減少・高齢化の進展、大規模自然災害の発生に加えて、ポスト・コロナ時代の経済社会

構造を見据えて、「経済再生なくして財政健全化なし」という基本方針の下で、歳出・歳入両面からの経済・財政一体改革を着実に推進していくことも忘れてはならない。活発な企業活動と国民主導のイノベーションを通じて、経済活動の復活と好循環の実現に向けて、引き続き貢献していく事が重要である。

ちなみに、全国 20 政令指定都市の令和 3 年度の当初予算案が出そろい、景気の悪化に伴い歳入のうちの税収は、全 20 市が所得減少や企業業績の悪化を受け、個人市民税や法人市民税を中心に大幅に落ち込む見通しで、地元浜松市の減少率は 10.1 % と全国 20 政令指定都市の中で一番高い。

2. 税制改正の必然性

(1) 企業の事業継続・雇用維持

コロナ禍の影響は、インバウンド消滅による観光・サービス業への打撃、海外需要の減少による製造業の受注減など広範囲にわたり、わが国経済はかつてない危機的状況に直面している。再発令された緊急事態宣言が解除されたが、感染者のリバウンドが懸念されるところであり、海外においても依然として感染拡大が続いている。企業や国民は感染拡大防止のために行動の制約を強いられ極めて異常な状況におかれている。

近年、企業の現預金の増加が問題視されてきたが、今般のコロナ禍のような有事において企業の存続には自己資本が重要であることが改めて認識された。もとより中小企業は、自己資本比率が低く、コロナ対応で増加した負債が将来の経営の足かせになりかねない。

経済の長期停滞が予想される現状では、企業の事業継続・雇用維持が最重要課題であり、国は「7割経済」にあえぐ地域の需要喚起策を着実に実施するとともに、中小企業の財務基盤の強化を促す施策の継続・強化を要望する。

(2) 「ポスト・コロナ時代」を見据えた税制の実現

わが国は、人口減少・少子高齢化、人手不足等といったこれまでの構造的課題に加え、コロナ禍によって、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中等、従来からの行政・企業・地域経済が抱えていた課題が改めて浮き彫りとなった。

予てより中小企業は、こうした諸課題の克服に向け、事業承継による世代交代を進めつつ、積極的な設備投資による生産性向上や、商圏の拡大、人材の獲得、新事業領

域への進出等を目的としたM&Aなど付加価値向上に資する取り組みを活発に進めている。

こうした取り組みにより、コロナ禍までは、中小企業の収益力(売上高経常利益率)、労働生産性(従業者一人当付加価値)は緩やかながら着実に上昇しており、この流れを止めることなく加速出来るような環境づくりを要望する。

活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化を急ぐとともに、デジタル化、経営資源集約・強化等、「ポスト・コロナ時代」を見据え、経済再生の原動力となるビジネスモデルの変革を強力に後押しする税制の整備を要望する。

一方、中小企業は、高度な技術を有するものづくり企業、地域に根差した経営により創業100年を超す老舗企業、ニッチなニーズに対応する小規模企業など多種多様な存在である。感染症拡大によって、国民はかつてない大きな不安に直面しているが、わが国は、こうした多様で分厚い中小企業層が各地域に集積することで安定的な社会を実現していることを改めて評価するべきである。

(3) 地域の活性化

「ポスト・コロナ時代」は、不確実性に対処できる強靭な国づくりが不可欠である。行政分野のデジタル化の推進、年々激甚化する自然災害に対する国土の強靱化、経済・食料・医療の安全保障の確保等に取り組むべきである。感染症対策のため、当分の間は、歳出拡大局面が続くと想定されるが、財政健全化は強靱な国づくりの基盤である。社会保障制度改革をはじめ、歳出改革は着実に進め、将来の安心確保に努めるべきである。

また、多様な価値観を持つ個人や企業が、自由闊達に社会的課題に挑戦できる環境づくりを進める観点から、人材への投資、町づくり等による地方創生・地域活性化を一層推進する事を要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引き下げ

法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成30年度には29.74%になったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引き下げるとともに、長年にわたり据え置かれており軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率19%については、平成31年度改正において、15%への特例が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(4) 同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業の財政体質を強化する観点から、全面的に廃止することを要望する。

(5) 特別法人等への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来活動の実態に応じて課税すべきものであり、特別法人等に対する調査、指導は適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。

特に、官僚の天下りや税の無駄遣いの温床となりやすい特殊法人は、廃止する等の措置を要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるよう要望する。

また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(7) 減価償却制度の改善

- a. 平成19年度以降度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、ますます加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。また、建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。
- b. 次に、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とともに損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止し、特例措置でなく、本則化することを要望する。

(8) 役員給与及び役員賞与の取り扱い

- a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。
- b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受け取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は損金算入できるよう改正すべきである。

(9) 自然災害等に備えた税制の拡充

平成31年度改正で中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、20%の特別償却が可能となったが、さらにすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。また、今回の新型コロナウイルスのような事象が発生した場合の対応策を普段から用意していただきたい。

(10) 寄付金の損金算入限度について

- a. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。
また、少額な寄付金（10万円以下）は全額損金として認めること。
- b. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。
また、企業が関わる寄付金は重要な支援であるため、一般寄付金の非課税枠の拡大を強く求める。

(11) 受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(12) 中小企業経営強化税制の見直し

平成29年度の税制改正で、「中小企業経営強化税制」が創設されたが、「中小企業等経営強化法」の認定を受けた企業が対象で、一定の条件のもとに生産性向上設備あるいは、収益力強化設備への投資を行った場合、即時償却または法人税額の優遇措置がある。この即時償却については2年以内の分割償却との選択制とすることと、また収益力強化設備（B類型）における工場の設備費及び内装設備等も対象とすることなど、すべての中小企業がスムーズに利用できるような制度への見直しを要望する。

なお、現行の中小企業投資促進税制は、投資初年度において全額控除できない場合、1年間の繰越が認められているが、有効活用できよう制度面での見直しを要望する。

(13) 中小企業に対する研究開発税制の見直し

平成31年度の税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような制度への見直しを要望する。

(14) 中小企業に対する所得拡大促進税制の見直し

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直され、その

年の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より 1.5%以上増加した場合には、給与等支給增加額の 1.5%の税額控除が適用されるが、中小企業の厳しい現実を踏まえ、更なる見直しを要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成 27 年度以降分から 7 段階構造となったが、累進税の構造はそのままで、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は 50%以内にすべきである。

(2) 課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、"広く、薄く、公平な" 税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(3) 上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に 15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率 45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。株式の譲渡所得に関しても一定期間段階的な税率で対応し、税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、総合課税化するよう要望する。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

- 一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。
- 少子化対策の観点から近い将来を見据えて、現在の個人単位から N 分 N 乗方式、2 分 2 乗方式への移行も視野に入れていく必要がある。

【参考】N分N乗方式

課税単位を家族単位とし、家族の所得を家族人数で分割し、その分割後の所得に累進税率を適用し、その税額を合計する。子供が多いほど税率が低くなり、税負担が軽くなる。これを有効にするには、累進税率の刻みを工夫する必要がある。

- c. 事業主が年少者（16歳未満）の扶養手当を支払った場合は給与所得として課税されているが、年少者1人につき、月2万円を上限に非課税所得とするよう要望する。
- d. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。
- e. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。

さらに遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人との不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

また、年金制度改革の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

- f. 所得税における未婚のひとり親への寡婦又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

(5)住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ35年とするよう要望する。なお、控除額については、住宅ローンの金利が1%を切る場合があるため、現行1%を0.5%程度に引き下げを検討する必要がある。

(6) 二重課税の全面的廃止

酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。特に揮発油税の暫定税率は重い負担になっている。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

なお、揮発油税等の二重課税を廃止した後は、電気自動車を含む道路を使用する全ての自動車に、走行距離に応じて税を負担する走行税を検討する必要がある。

(7) 復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1) 相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2) 事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業承継の要件緩和が大幅になされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、10年間の限定措置でなく、恒久的な措置にすべきである。

また、本制度は独立した税制とすべきである。

(3) 非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、

制度の拡充を図るよう要望する。

(4) 相続時精算課税制度について

複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引き上げるべきである。従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

(5) 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がない場合、甥・姪に対する贈与にも適用できるように対象を拡大すべきである。

また、適用後の手続きの簡素化も要望する。

4. 地方税制のあり方

(1) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2) 債却資産に関する固定資産税の廃止

債却資産の固定資産税を廃止すべきである。廃止するまでの間、法人税制と地方税制とのかい離をなくすことを要望する。少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、債却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。

また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3) 固定資産税の見直し

- a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引き下げ、基本税率を1%程度とともに、建物の減価償却を認め課税標準を引き下げる。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改め、税負担の軽減策を要望する。なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直してほしい。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間または5年間家屋の固定資産税が2分の1となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。
- g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置
都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまってい

る。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

- h. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。
- i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。

(4) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5) 地方税体系の簡素化と徴税・納税手続きの国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続きを簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続きを一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することもやむを得ないと考える。将来的には社会保険料の徴収を含めてすべてを一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等により更なるコスト削減効果が期待できる。

(6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなつ

ており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徵稅目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徵収技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9) 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいひ難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならないと思われる。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

5. 消費税率のあり方

(1) 複数税率導入について

令和5年10月より、インボイス方式への切り替えが決定しているが、企業にとっては、インボイス方式に対応するための事務的な負担、また、新たな事務機器等の導入、システムの変更などによる金銭面での負担が懸念される。これらの企業の負担を招かぬよう、十分な対策を強く要望する。

なお、軽減税率の対象品目については、飲食料品（食品表示法に規定する食品、除く酒類及び外食サービス）と週2回以上発行される新聞の定期購読料とされている

が、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えることを要望する。

また、免税業者から課税業者への切り替えについて、必要性や手続きを分かりやすく国民に説明するべきである。

(2) 住宅取得の際の適用について

個人がより良質で安心、安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(3) 適用税率 10%への引き上げに伴い消費税の滞納が大幅に増えることが懸念される。

直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。特に、文書課税は即刻廃止してほしい。

7. 環境税のあり方

環境税に加え、令和 6 年度から森林整備の財源として導入する「森林環境税」及び「森林環境譲与税」だが、既に独自に導入している 40 近い自治体にとっては「二重課税」となりかねない。整合性と使い道や目的が明確でないまま地方自治体への配分基準なども含め慎重に検討する必要がある。

8. マイナンバーカードの運用

マイナンバーカードの交付率が低調である。カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) 現時点でのカードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。
- (3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令の改定を要望する。

第三 個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引き上げること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。
- c. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2) 引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について、負債性引当金である退職給与引当金の損金算入復活を要望する。
- b. 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。

(4) 事業年度を跨った場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨った場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(5) 減価償却関連事項について

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

- b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。
- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(6) 貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(7) 電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(8) リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(9) 相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げるこ

(10) 会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(11) 不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(12) 法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(13) 法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(14) 激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する見舞金等は損金算入を認め

ること。

(15) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないよう、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

(16) 欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

(17) 適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

2. 戸所得税

(1) 諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。平成30年度改正により基礎控除額48万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるのでさらに70万円に増額すべきである。

b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。

c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。

d. 個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は、全額小規模企業共済等掛け金控除の対象となるが、現行の企業型年金のない会社の会社員の年27.6万円を年60万円までとするよう要望する。

e. 結婚・出産への支援

少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。

f. 高齢者の受け取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。また、受け取りを一時金か年金方式かによって支払う税金が変わってくるため、年金で受け取る場合も一時金で受け取ったものとして

課税し、実際に受け取る年金には課税しないこと。

(2) 紙与所得者の申告について次を要望する。

a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる紙与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引き上げること。

(3) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

(5) 不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。さらに、100万円の基礎控除を復活すること。

b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。

c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。

d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。

e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

f. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。

(6)譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰り越し控除の期間を法人の欠損金繰越、控除期間相當に延長することを要望する。

(7)不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8)非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9)NISAとつみたてNISAの併用を可能とすることと、NISAの投資期間を最長10年、つみたてNISAの非課税限度額を60万円とすること。

(10)社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合は、実際経費の金額によらず、一定の計算式による概算経費で計算することが認められているが、経費算入割合が大きく、特定者のみの優遇であり、実際の経費額に準拠した所得計算にすること。もしくは、3,000万円以下に引き下げるここと。

(11)相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年内に譲渡した場合となっているが、これを5年内に延長すること。

(12)退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ引き上げるとともに、標準年数者（30年）の控除額1,500万円を2,000万円に引き上げること。

(13)使用者及び使用人にかかる事項として次を要望する。

- a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。
- b. 役員や使用人に支給する昼食代負担額の非課税限度額を7,000円に引き上げる

こと。

- c. 従業員に対する無利息、または低利貸付利子の非課税基準利息額を1万円に引き上げること。
- d. 深夜勤務に対する金銭支給の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(14)持続化給付金を受け取った人で、確定申告をしていない人に対して申告を促すこと。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続税基礎控除額については、平成27年1月より「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、元に戻すべきである。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、60万円程度に引き上げること。

また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引き上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の 5 % 保有を 10 % 保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1 親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合 25 % 以上の判定基準を 50 % まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8) 準確定申告及び納税期限を 4 ヶ月から 6 ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より 1 年以内に改めること。

(9) 贈与税について、婚姻期間 20 年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の 2,000 万円から 4,000 万円に引き上げること。

また、4,000 万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間 20 年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10) 夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(11) 平成 13 年以降、贈与税の基礎控除額は 110 万円に据え置かれているが、増額することを要望する。

4. 地方税

- (1) 法人・個人住民税について次を要望する。
- a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。
 - b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し中小企業について軽減を図ること。
 - c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

- (2) 市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。
- (4) 2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。
また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。
- (5) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物件等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時縦覧できるようにすること。
- (6) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(7) 法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。

5. 消費税

- (1) ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。
- (2) 簡易課税の選択については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行なうことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1) 印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
- (3) 約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引き上げること。
- (4) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。
- (5) 繙続的な取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4千円）とすること。
- (6) 法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上